

佐賀県選挙管理委員会告示第10号

選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（目的） 第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員及び<u>教育長</u>の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定により県の選挙管理委員会が管理する選挙及び投票における選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会長及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定により県の選挙管理委員会が管理する選挙及び投票における選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会長及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。